

道路インフラのメンテナンスサイクル確立の支援について

中国部会提出
説明担当 岡山市

橋梁、トンネルをはじめとした道路インフラは、地方自治体にとって住民の生活や地域振興のために必要不可欠なものであるが、特に高度経済成長期に集中的に建設された多くの橋梁等が、大掛かりなメンテナンスの時期を迎えている。

そういった中、平成26年7月1日に施行された道路法施行規則の一部改正等により、各道路管理者が、5年に1度の近接目視による全数監視を行い、点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを確実に実施していくこととなった。

現在、全国に約70万の橋梁と約1万のトンネル等があり、岡山県内においても、各地方自治体は、平成26年度から平成30年度で3万カ所以上の橋梁等の点検を行う計画である。

しかしながら、5年間という限られた期間内に点検、診断を実施するためには必要な人材、費用とともに、緊急に修繕等の措置が必要となった場合の財源の確保が一刻も早く解決しなければならない課題となっている。

については、持続可能な道路インフラの長寿命化を目指し、メンテナンスサイクルを確立するため、国に対し次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 点検、診断のために必要な知識と技能の習得及び人材確保のため、地方自治体の職員及び民間企業の社員を対象に、より充実した内容の研修を行うこと。

さらに、各地域での研修の開催回数をふやすなど、希望者が参加しやすい研修となるよう考慮すること。

- 2 メンテナンスサイクルを持続的に回していくため、補助制度や交付金制度の拡充など、財政的な支援の充実を図ること。

特に、点検の結果、緊急または早期に措置が必要となったものについては、優先的な財政支援を行うこと。